

国土交通大学校柏研修センターにおける自動販売機の設置・管理業務 委託契約書

国土交通省大臣官房会計課長〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇（以下「乙」という。）は国土交通大学校柏研修センター（以下「センター」という。）における自動販売機の設置・管理業務を委託することについて次のとおり契約を締結する。

- 第1条 甲は、センターの業務の円滑なる運営及びセンターを利用する職員の福祉の増進に資する目的をもって自動販売機の設置・管理業務を乙に委託する。
- 2 乙は、前項に定める業務を良心的に行い良質かつ低廉な物品を提供するものとする。
- 3 乙は自動販売機設置・管理業務を行うにあたり、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令等を遵守するとともにセンターの品位及び秩序の保持に努め、その目的に沿うよう最善の努力をしなければならない。
- 第2条 乙は、自動販売機の設置・管理業務の全部またはその一部を第三者に譲渡し、または請け負わせてはならない。
- 第3条 甲は、自動販売機の設置・管理業務を行うため、別に定める覚書により施設及び物品（以下「施設等」という。）を乙の利用に供する。
- 第4条 乙は、善良なる管理者の注意をもって施設等を維持保存しなければならない。
- 2 乙の責に帰すべき事由により施設等を滅失または棄損したときは、甲の指示するところに従って、その損害を賠償しなければならない。
- 第5条 乙は、施設等の全部または一部を第三者に貸与し、または利用させ若しくは自動販売機の設置・管理業務以外の業務の用に供してはならない。
- 第6条 乙は、施設等に修繕、模様替え、その他の行為をしようとするとき、または自ら新たに設備をしようとするときは、あらかじめ文書をもって甲の承認を受けなければならない。
- 第7条 販売する物品の種類、内容、販売価格、営業時間等については、覚書の定めるところによる。
- 第8条 乙は、自動販売機の設置・管理業務に従事する者の身元保証、就業、健康管理、衛生管理等及び物品の販売によって生ずる一切の責に任ずるものとする。
- 第9条 乙は、自動販売機の設置・管理業務を行うことに伴う人件費、法定福利費及び厚生費、施設等以外の什器備品費及び消耗品費、被服費、光熱水料、国有財産使用料、公租公課、その他自動販売機の設置・管理業務に必要な経費を負担するものとする。
- 第10条 甲は、乙に対し自動販売機の設置・管理業務の委託に伴う報酬その他いかなる対価をも支払わない。
- 第11条 乙は、甲に次の通り書面を提出しなければならない。
- (1) 売上月計表（様式第1号）及び毎月の収支計算書（様式第2号）  
翌月の15日まで。
- (2) 原価見積書（様式第3号）  
委託契約を開始するとき及び毎年1回（4月期）
- (3) 毎事業年度末の貸借対照表及び毎事業年度の損益計算書  
翌年度5月31日まで（任意様式）

2 前項の他、乙は、甲から自動販売機の設置・管理業務に係る資料の提出を求められたときは、その都度、速やかに提出するものとする。

第12条 甲は、自動販売機の設置・管理業務について必要と認めるときは、その管理内容について随時監査をなし、その改善を指示することができる。

第13条 甲は、乙が次の各号の1に該当するときは契約を解除することができる。

- (1) この契約書に定めた事項及び協議のうえ定めた事項の義務を履行しなかったとき
- (2) 正当な理由がなくして甲の指示に従わなかったとき
- (3) 国において使用物件を必要とする場合

2 乙は、甲に対し前項の契約の解除による異議の申し立て、営業権の補償等の損害賠償、その他一切の請求をすることができない。

第14条 甲乙いずれか一方が自己の都合により契約を解除しようとするときは、2ヶ月前に文書をもって申し出て、この契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

第15条 契約期間が満了したとき、または前2条の規定によりこの契約が解除されたとき、乙は、施設等を原状に回復して返還しなければならない。

ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

2 前項の場合においては、この契約に基づき投じた有益費等一切の費用があっても、これを甲に請求し、または異議の申し立て、損害賠償その他一切の請求をすることができない。

第16条 この契約に定めていない事項、またはこの契約内容に疑義を生じた場合は、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

第17条 この契約に定めるもののほか業務運営の細部の事項については別に定める。

第18条 契約期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、5年を超えない範囲で国有財産の使用許可期間を更新した場合は、契約を更新したものとみなし、その後期間満了ごとにこの例による。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年〇月〇〇日

甲 国土交通省  
大臣官房会計課長

乙 ○○○○○○○○  
代表取締役 ○ ○ ○ ○

売上日計(月計)表

年 月 日

区 分	売 上 高			適 用
	数 量	単 価	金 額	

収支計算書

年 月分

借 方	勘 定 科 目	貸 方



[参考資料2]

国 官 会 第 号  
令 和 年 月 日

国 有 財 産 使 用 許 可 書 (案)

使用者 住所  
氏名 (代表者) 殿

許 可 者  
国有財産部局長  
国土交通省大臣官房会計課長

令和 年 月 日をもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法 (昭和23年法律第73号) 第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法 (平成26年法律第68号) の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国 (法務大臣) を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。なお、許可又は裁決の日から1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

記

(使用許可物件)

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

所 在 千葉県柏市柏の葉3-11-1 国土交通大学校柏研修センター  
区 分 建物  
数 量 12.34㎡  
使用部分 別図のとおり

(指定用途)

第2条 使用を許可された者は、前記の物件を国土交通大学校柏研修センターにおける自動販売機の設置・管理業務の用に供しなければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用許可する期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。  
ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式をもって部局長に申請しなければならない。

(使用料及び延滞金)

第4条 使用料は 円とし、歳入徴収官大臣官房会計課長の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

2 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

(使用料の改定)

第5条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(物件保全義務等)

第6条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第7条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消又は変更)

第8条 部局長は次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消又は変更をすることができる。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。

(2) 国において使用を許可した物件を必要とするとき。

(3) 使用を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(4) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(7) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 部局長が前項第1号又は第3号ないし第7号の規定により使用許可の取消し又は変更をした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

3 使用を許可された者は、部局長が第1項第1号又は第3号ないし第7号の規定により使用許可の取消し又は変更をした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第9条 部局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、部局長の指定する期日までに、使用を許可

された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、部局長が特に承認したときは、この限りでない。

- 2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、部局長に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第10条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

- 2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額の相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第11条 使用許可の取消が行われた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第12条 部局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第13条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、部局長の決定するところによるものとする。



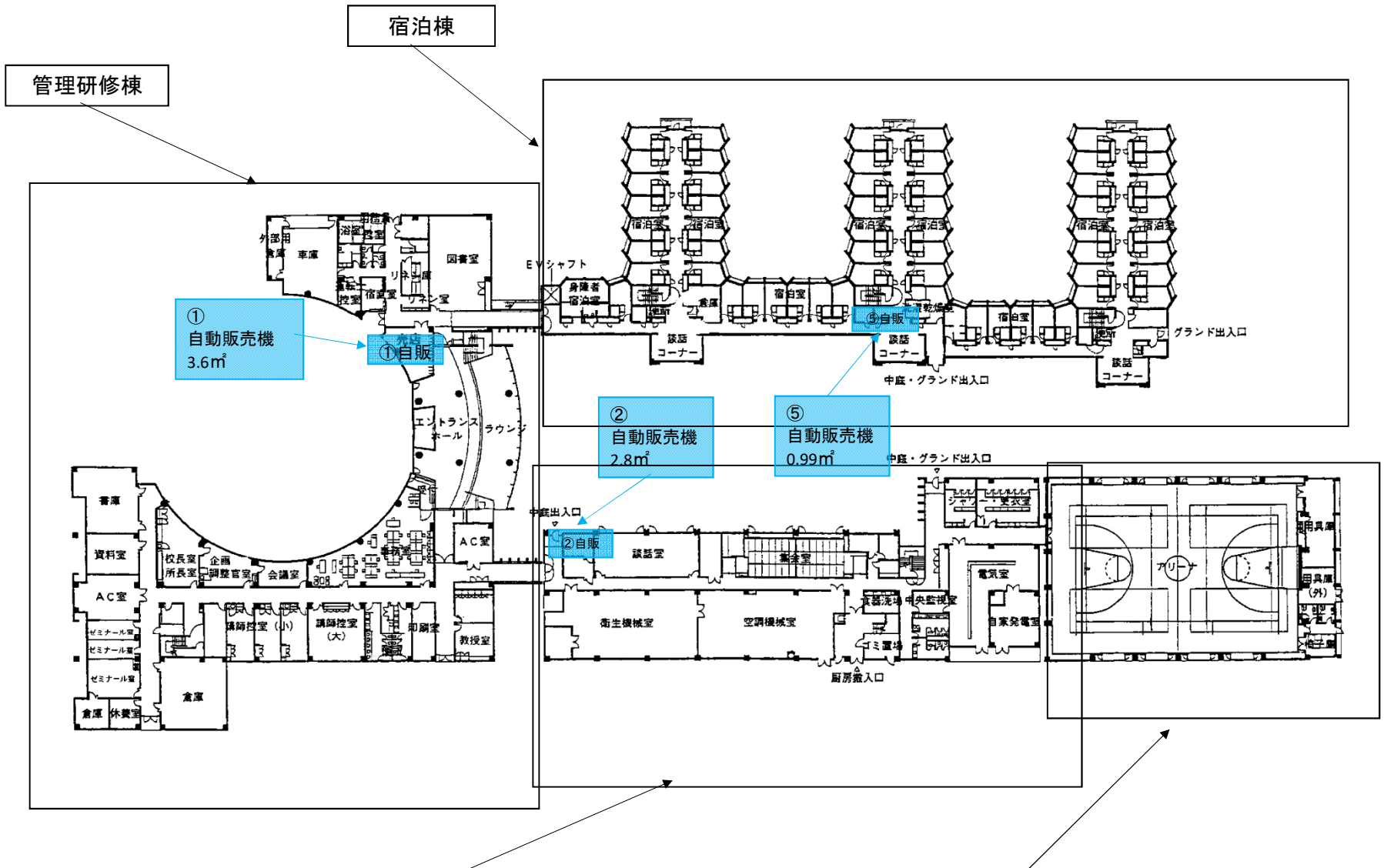
[参考資料2]

## 使用許可面積

(単位: m<sup>2</sup>)

### 【自動販売機】

①	管理研修棟1階自動販売機	3.6
②	厚生棟1階自動販売機	2.8
③	管理研修棟2階自動販売機	0.99
④	厚生棟2階自動販売機	1.98
⑤	宿泊棟1階自動販売機	0.99
⑥	宿泊棟2階自動販売機	0.99
⑦	宿泊棟3階自動販売機	0.99
	合計	12.34



宿泊棟

管理研修棟

①  
自動販売機  
3.6m<sup>2</sup>

① 自販

②  
自動販売機  
2.8m<sup>2</sup>

② 自販

⑤  
自動販売機  
0.99m<sup>2</sup>

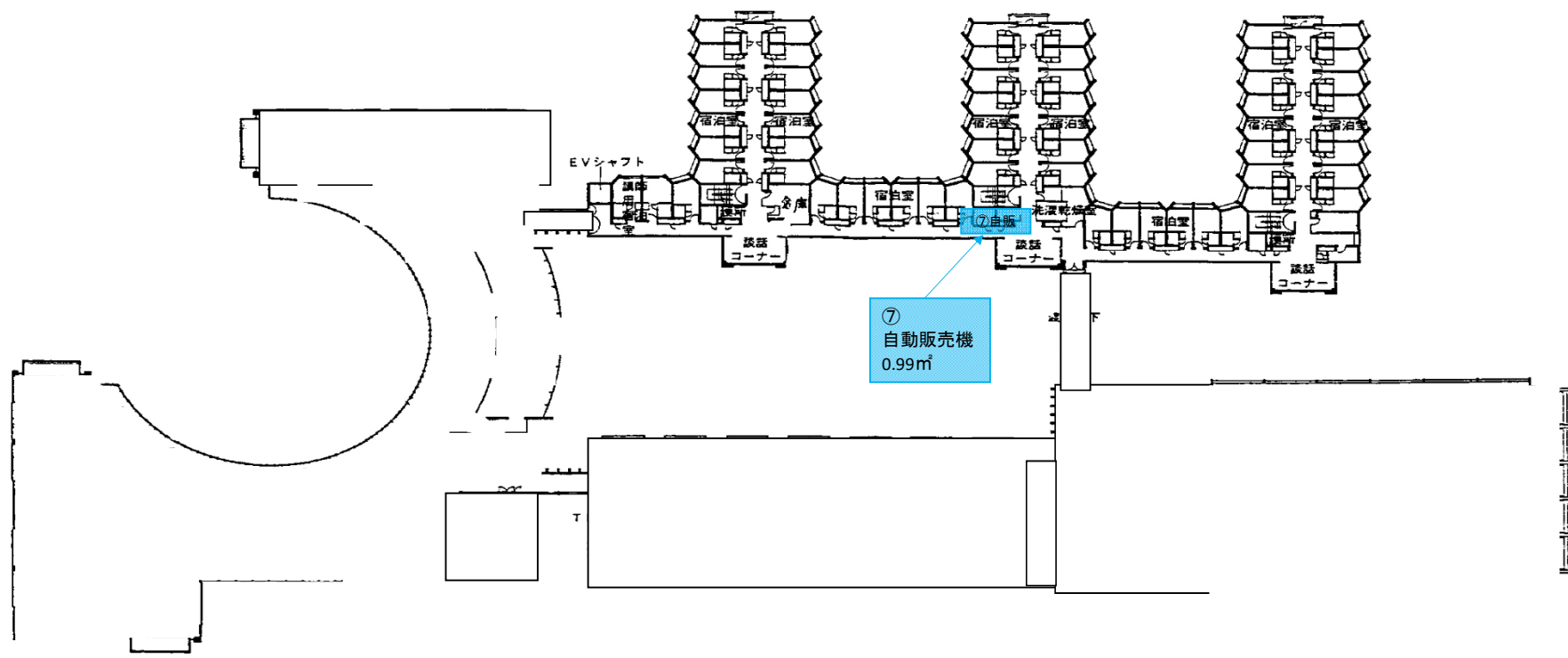
⑤ 自販

厚生棟

多目的演習棟

1階平面図

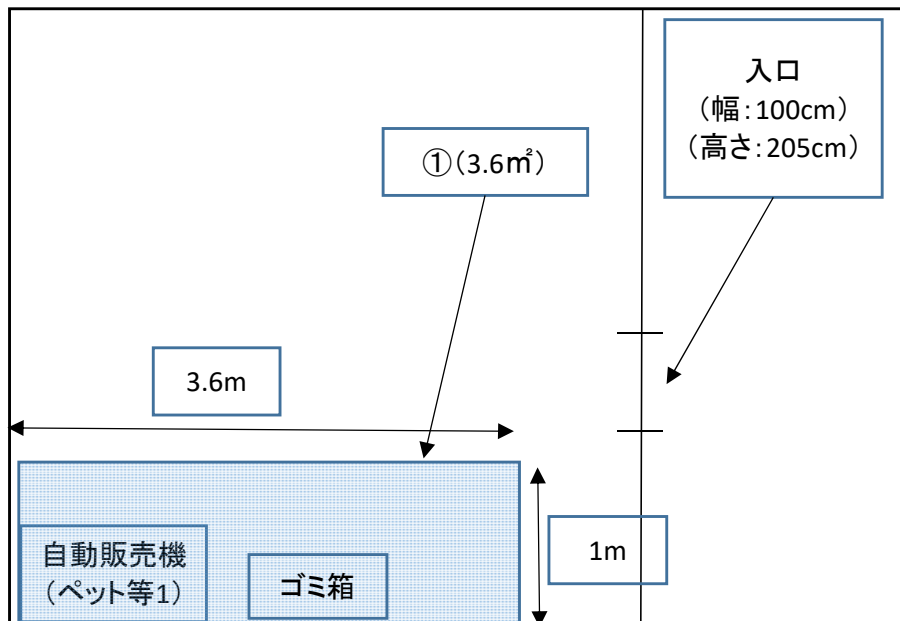




3階平面図

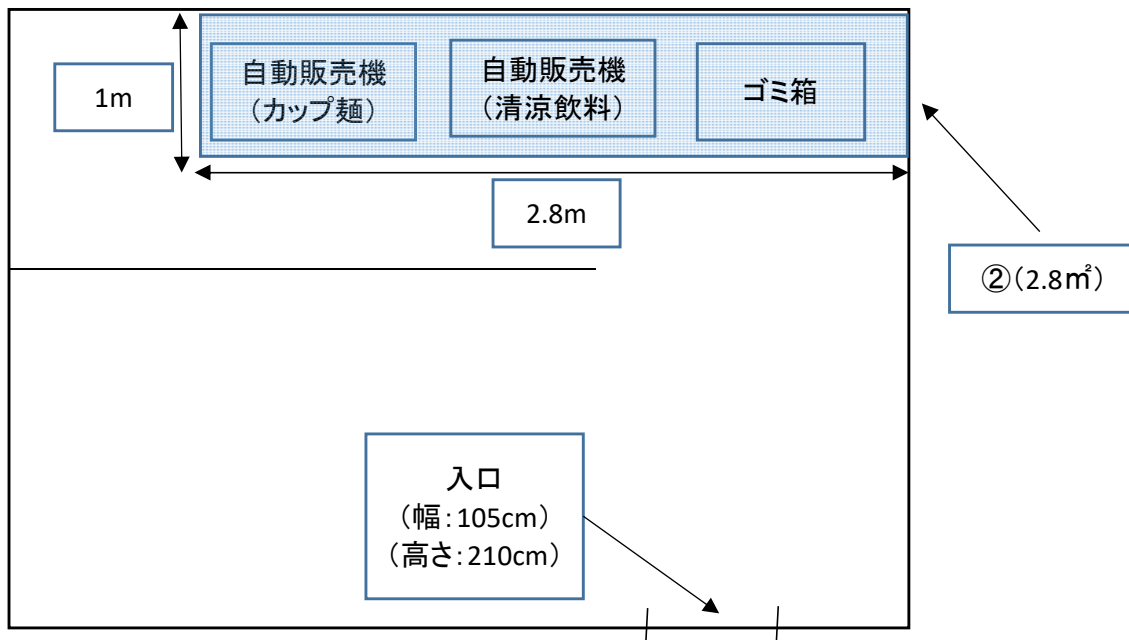
(1)設置場所等

①管理研修棟1階【使用許可面積：3.6㎡】



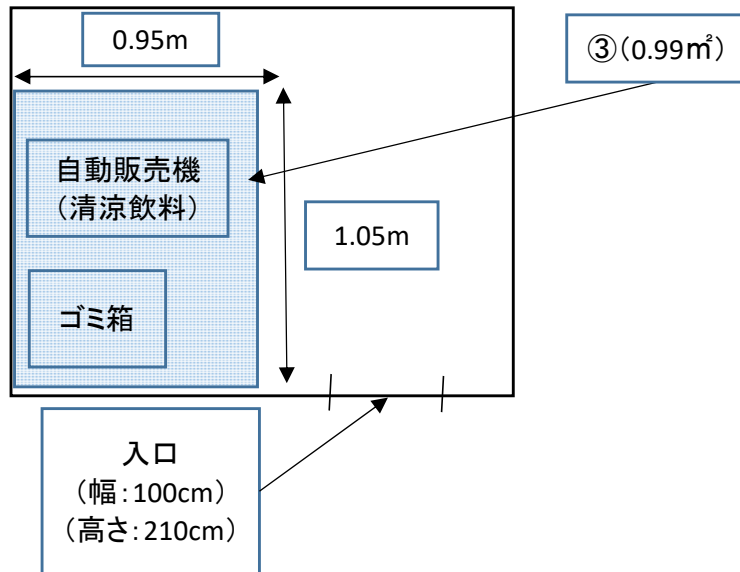
- 上記、記載は参考であり、許可スペース内であれば、設置台数の増・自動販売機及びゴミ箱の配置場所は問わない。
- ゴミ箱については、許可スペース内に設置する自動販売機の販売数量を回収できる能力を保有するゴミ箱を1つ以上設置すること。

②厚生棟1階【使用許可面積:2.8㎡】



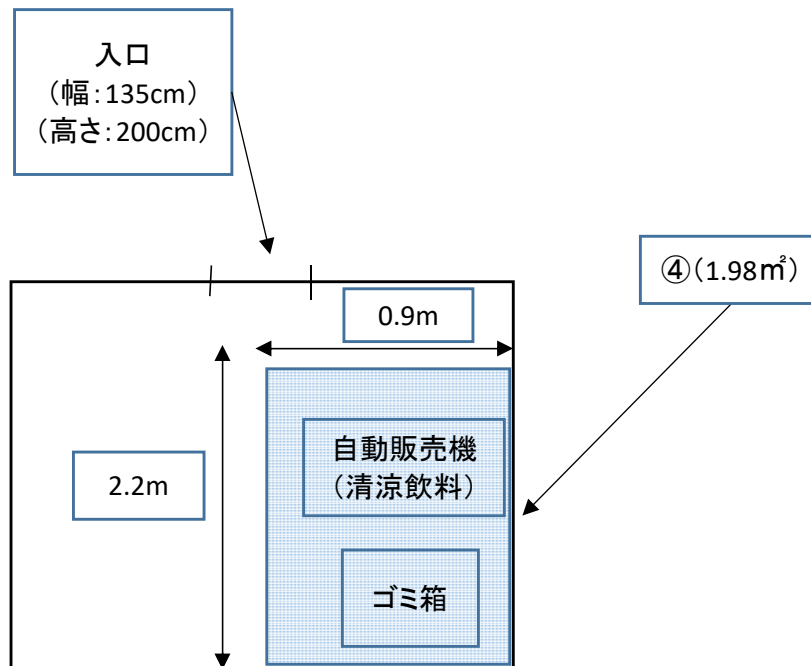
- 上記、配置は参考であり、許可スペース内であれば、配置変更は問わない。
- ゴミ箱については、許可スペース内に設置する自動販売機の販売数量を回収できる能力を保有するゴミ箱を1つ以上設置すること。

③管理研修棟2階【使用許可面積:0.99m<sup>2</sup>】



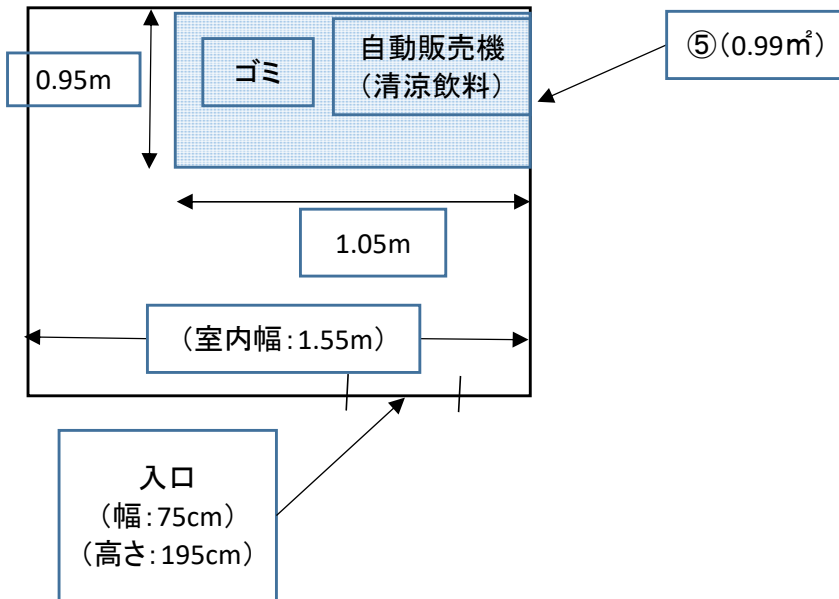
- 上記、配置は参考であり、許可スペース内であれば、配置変更は問わない。
- ゴミ箱については、許可スペース内に設置する自動販売機の販売数量を回収できる能力を保有するゴミ箱を1つ以上設置すること。

④厚生棟2階【使用許可面積:1.98m<sup>2</sup>】



- 上記、配置は参考であり、許可スペース内であれば、配置変更は問わない。
- ゴミ箱については、許可スペース内に設置する自動販売機の販売数量を回収できる能力を保有するゴミ箱を1つ以上設置すること。

⑤～⑦宿泊棟1～3階【各階使用許可面積:0.99㎡】



- 上記、配置は参考であり、許可スペース内であれば、配置変更は問わない。
- ゴミ箱については、許可スペース内に設置する自動販売機の販売数量を回収できる能力を保有するゴミ箱を1つ以上設置すること。

(2)利用者数

【平成30年度】

職員数 23名  
研修員数 13,467名 (延べ人数)

【令和元年度】

職員数 23名  
研修員数 13,234名 (延べ人数)

【令和2年度】

職員数 24名  
研修員数 95名 (延べ人数)

自動販売機売上数量(R元年度)

[参考資料4]

	H31.4	R元.5	R元.6	R元.7	R元.8	R元.9	R元.10	R元.11	R元.12	R2.1	R2.2	R2.3	合計
管理研修棟1階	103	280	208	255	105	119	248	162	107	114	53	51	1,805
管理研修棟2階	498	648	827	691	194	956	601	640	360	382	138	13	5,948
厚生棟1階	192	245	263	233	253	217	336	204	144	114	55	133	2,389
厚生棟2階(喫煙室)	99	227	275	243	149	71	229	199	74	76	30	8	1,680
宿泊棟1階	165	221	361	133	148	274	268	256	129	130	48	1	2,134
宿泊棟2階	171	329	495	280	235	344	257	291	87	105	34	1	2,629
宿泊棟3階	50	116	171	80	18	167	89	124	45		29		889
清涼飲料計	1,278	2,066	2,600	1,915	1,102	2,148	2,028	1,876	946	921	387	207	17,474

厚生棟1階(カップ麺)	36	60	63	26	17	53	42	64	31	20	34	1	447
-------------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	-----



自動販売機売上数量(R2年度)

[参考資料4]

	R2.4	R2.5	R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3	合計
管理研修棟1階	25	35	11	41	75	16	36	16	32				287
管理研修棟2階	7	16	4	14	56	19	18	10	51				195
厚生棟1階	52	63	81	32	154	37	110	57		183	191	274	1,234
厚生棟2階(喫煙室)	1	26	5	1	9	2	11	10	24				89
宿泊棟1階		2		2	8		3		8				23
宿泊棟2階					5			1	21				27
宿泊棟3階				3	4				6				13
清涼飲料計	85	142	101	93	311	74	178	94	142	183	191	274	1,868

厚生棟1階(カップ麺)	3	2	1	1	15	10	9	4	4	6	7	14	76
-------------	---	---	---	---	----	----	---	---	---	---	---	----	----

自動販売機売上数量 (R3年度)

[参考資料4]

	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	R3.11	R3.12	R4.1	R4.2	R4.3	合計
管理研修棟1階													0
管理研修棟2階													0
厚生棟1階	75	81	84	108	143	128	57	40	21				737
厚生棟2階(喫煙室)													0
宿泊棟1階													0
宿泊棟2階													0
宿泊棟3階													0
清涼飲料計	75	81	84	108	143	128	57	40	21	0	0	0	737

厚生棟1階(カップ麺)	3	6	13	8	6	2	6	3	2				49
-------------	---	---	----	---	---	---	---	---	---	--	--	--	----

## 販売品目及び販売価格

番号	品名	販売価格 (円)	備考 (商品名)
1	清涼飲料水（お茶・コールド・ペットボトル・350ml）	130	麒麟 生茶
2	清涼飲料水（お茶・コールド・ペットボトル・350ml）	130	綾鷹
3	清涼飲料水（コーヒー・コールド・缶・165ml）	130	ジョージア エメラルドマウンテン
4	清涼飲料水（紅茶・コールド・缶・280ml）	130	麒麟 午後の紅茶芳醇ロイヤルミルクティ
5	清涼飲料水（水・コールド・ペットボトル・500ml）	120	いろはす
6	清涼飲料水（500ml）	160	コカコーラ
7	カップ麺	190	日清 カップヌードル
8	カップ麺	190	日清 カップヌードル（カレー）
9	カップ麺	210	日清 カップヌードルBIG
10			
11			
12			
13			

※記載している品目は一部であり、販売している品目の全てではない。